

別記第3号様式

入札説明書

この入札説明書は、令和元年7月26日付け令和元年北海道オホーツク総合振興局振興局告示第37号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

斜里郡斜里町文光町18（網走建設管理部斜里出張所）

建設機械（除雪トラック 10t(6×6) (S)G2W) 1台

(2) 契約の仕様

別紙「建設機械履歴簿（写し）」のとおり

(3) 物品の引渡は次に定めるところによる。（注1）

ア 売払代金を完納したことを領収済通知書で確認した日を譲渡日とし、同日付けで道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第13条に基づく所有権移転登録を行うのに必要な書類を交付するとともに、発注者と受注者で協議の上、物品を引渡す期日を決定する。

イ 引渡しを受けた時、直ちに物品受領書を提出すること。

ウ 譲渡日から15日以内に所有権移転登録を申請し、完了後、速やかに報告するものとする。

(4) 引渡場所

斜里郡斜里町文光町18（網走建設管理部斜里出張所）

3 入札に参加する者に必要な資格

令和元年北海道オホーツク総合振興局告示第 号に規定する物品（建設機械（除雪トラック 10t(6×6) (S)G2W)）の売払の資格を有すること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の1の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次に定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年7月26日から令和元年8月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部
建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部
建設行政室建設行政課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局3階1号会議室
- (2) 入札日時 令和元年9月4日午前10時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は北海道財務規則第147条第2号により免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は北海道財務規則第171条第3号により免除する。

ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限以上で、最高の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- (3) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等相当額を含めた金額とする。
- (5) 現地説明会の日時及び場所(注2)、(注3)
建設機械(除雪トラック 10t(6×6) (S)G2W) 1台
日時 令和元年8月27日 13時30分
場所 斜里郡斜里町文光町18(網走建設管理部斜里出張所)

(6) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

イ 所在地 網走市北7条西3丁目

ウ 電話番号 0152-41-0708

(7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) この契約の相手方となった者は北海道オホーツク総合振興局長が発行する納入通知書により、指定の期日（納入通知書発行の日から20日以内）までに指定の場所に納付すること。

(11) この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

注1 物品の引渡しについて、当建設機械は夏タイヤを所有しておらず、スパイクタイヤを装着しているため、運送の際は道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）第12条によりスパイクタイヤによる自走が禁じられていることに留意すること。

注2 当該建設機械の引き渡し後は、不具合等を理由に売払い金の返還・修理費用の請求は出来ないため、現地説明会での確認結果を参考に各自で判断の上、入札金額を見積もること。

なお、現地説明会に不参加であっても現車を確認したものとみなす。

注3 現地説明会時に、試乗の申し出があった場合、3者程度の試乗を認めることとする。